

～無届の歯科技工所における歯科技工の防止等について～

歯科技工所管理委員会
委員長 奥村 英世

わが国は法治国家であり、私たち歯科技工士も歯科技工士法をはじめとするコンプライアンス（法令の順守）を徹底しなければならぬことは言うまでもありません。

その中で、歯科技工所を開設するにあたっては、歯科技工士法第21条により開設後10日以内に歯科技工所の所在地の都道府県知事（窓口は管轄保健所）に届出なければならないことはご存知の通りですが、開設の届出を行わずして歯科技工を行っている歯科技工所が存在することが報告されています。

このような事例を踏まえ、厚生労働省からは歯科技工所の開設にあたって下記の通知が発出されています。

1. 歯科技工所の開設届出に関する証明書等について（2011年（平成23年）11月11日付、厚生労働省医政局歯科保健課長通知）
2. 無届の歯科技工所における歯科技工の防止について（2017年（平成29年）9月7日付、厚生労働省医政局長通知）

2017年から実施されている厚生労働省「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業」は、歯科医療機関を通じて国民に歯科補てつ物等の製作に関する情報（歯科技工所名、歯科技工士名、委託過程、製作過程等）を提供することが目的とされています。今後、歯科医療機関等から「歯科技工所の開設届出に関する証明書」の提示を求められる機会が増加すると思われます。

については、未だ「歯科技工所の開設届出に関する証明書」を取得されていない歯科技工所にあっては、ご自身が提出された各種届出内容の確認を含めて早期に入手いただきたいと考えます。

（注）「歯科技工所の開設届出に関する証明書」は、歯科技工所所在地の管轄保健所で入手することができます（証明書発行には手数料がかかります）。

なお、歯科技工士法第21条では歯科技工所の開設のみならず、届出内容の変更、休止、再開、廃止に関する規定がありますのでお知らせします。

1. 開設届出後、開設者の氏名及び住所、名称、開設の場所、管理者の氏名及び住所、業務に従事する者の氏名、構造設備の概要及び平面図に変更があった場合は10日以内に届出が必要です。
2. 歯科技工所を休止または廃止した場合は10日以内に届出が必要です。休止した歯科技工所を再開したときも同様です。

※次ページ以降に上記の厚生労働省通知を掲載しますので内容をご確認下さい。

ハセ

写

医政歯発1111第1号
平成23年11月11日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工所の開設届出に関する証明書等について

歯科技工所の開設にあたっての届出については、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定により、歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長。）に届けなければならぬとされている。

歯科技工所が歯科医師等から開設届出の確認を求められた場合の証明する手段として、開設届出に関する証明書を発行する、開設届出の際に原本を受理して副本を交付する等、各都道府県等において対応いただいているところである。

今般、厚生労働省として、別紙のとおり「歯科技工所の開設届出に関する証明書」の様式を作成したので、開設届出に関する証明書等の様式を定めていない場合は本様式を参考にして、開設届出に関する証明書を発行する等、適切に対応するよう努めていただきたい。

(別 紙)

歯科技工所の開設届出に関する証明書

歯科技工士法第21条第1項の規定により、下記の歯科技工所の開設を届け出たことを証します。

1 歯科技工所の名称

2 開設者の氏名又は名称

3 開設の場所

発行年月日

年 月 日

保健所名

印



医政発 0907 第 7 号
平成 29 年 9 月 7 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

無届の歯科技工所における歯科技工の防止について

歯科技工所の開設に際しては、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、歯科技工所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所や歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）第 13 条に規定する管理者の住所及び氏名、構造設備の概要等について都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長。）に届け出なければならないとされているが、今般、こうした開設の届出を行わずに歯科技工を行っている歯科技工所（以下「無届の歯科技工所」という。）が存在することが報告されている。

無届の歯科技工所は、管理体制が不十分であったり、規則第 13 条の 2 に規定する構造設備基準を満たしていない等の可能性があり、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれもある。

以上を踏まえ、無届の歯科技工所における歯科技工を防止するため、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長におかれましては、下記の事項についてお願いする。

記

1. 貴管下の歯科医療機関に対し、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう注意喚起されたいこと。また、委託先の歯科技工所について、開設の届出がなされているか否か疑義が生じた場合には、「歯科技工所の開設届出に関する証明書（※）」の提示を求め、又は保健所等に問い合わせる等の方法により、無届の歯科技工所でないことを確實に確認するよう周知されたいこと。

※ 「歯科技工所の開設届出に関する証明書等について（平成 23 年 11 月 11 日付け 医政歯発 1111 第 1 号）」において、様式例を示しているので、参考にされたい。

2. 管内の歯科技工所が、法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出を行っているか否かについて改めて確認を行っていただくとともに、開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与する等、管内の歯科技工所を管理するための体制整備に努められたいこと。また、管内の歯科技工所について、開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か歯科医療機関が容易に確認できるよう、各都道府県、保健所設置市及び特別区のホームページ等に開設の届出がなされた歯科技工所の一覧を掲載する等の方法により、積極的な情報提供に努められたいこと。

3. 無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導の徹底をされたいこと。また、届出の際、歯科技工所の構造設備が不完全であって、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、法第 24 条の規定に基づく構造設備の改善命令を行われたい。